

公布された条例のあらまし

◇静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当について必要な改正を行いました。（第10条、附則第36項関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしました。

◇静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条の4～第4条、第11条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成29年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業に係る不動産取得税の課税標準の特例に関する規定について定めました。（第1条中静岡県税賦課徴収条例第23条の3関係）
- (2) 居住用超高層建築物に係る専有部分の床面積の補正の方法の申出について定めました。（第1条中静岡県税賦課徴収条例第24条関係）
- (3) 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽くし、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を次のとおり講ずることとしました。（第1条中静岡県税賦課徴収条例附則第28項～第30項関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能が良いもの並びに電気自動車、充電機能付電力	概ね75%

併用自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車	
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能が良いもの	概ね50%

イ 環境負荷の大きい自動車

平成29年度及び平成30年度に、新車新規登録から次の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、電力併用自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度以降、税率を次のとおり重くすることとしました。

対 象 自 動 車	重課する税率
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	概ね15%
新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車	

- (4) 自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が創設されること等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条中静岡県税賦課徴収条例目次、第4条、第43条～第46条、第51条の4～第57条の3、附則第23項関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、2の(1)及び(3)については公布の日から、(2)については平成30年4月1日から、(4)については平成31年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例

1 制定の理由

半島振興対策実施地域の産業の振興を図るため、同地域内において特別償却設備を新設した者等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税に関する特例を定める条例を制定しました。

2 内容

- (1) 事業税の不均一課税の内容について定めました。（第2条関係）
- (2) 不動産取得税の不均一課税の内容について定めました。（第3条関係）
- (3) 固定資産税の不均一課税の内容について定めました。（第4条関係）
- (4) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしました。

◇静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例

1 制定の理由

過疎地域の産業の振興を図るため、同地域内において特別償却設備を新設した者等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税に関する特例を定める条例を制定しました。

2 内容

- (1) 事業税の課税免除の内容について定めました。(第2条関係)
- (2) 不動産取得税の課税免除の内容について定めました。(第3条関係)
- (3) 固定資産税の課税免除の内容について定めました。(第4条関係)
- (4) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県民の利便性向上及び行政の効率化等を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、特定個人情報を提供することができる事務を定めました。(第1条関係)
- (2) 本人確認情報を提供する事務を追加しました。(第2条関係)
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方自治法施行令が改正されたことに伴い、法律で定めるところにより静岡市及び浜松市が処理することとなった事務の削除等をする改正を行いました。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

がん対策基本法の改正に伴い、必要な改正を行いました。(第1条、第4条、第5条、第10条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。